

市民参加プロセス計画書：「岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画」の改定

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が平成29年に改正されたことに伴い策定された「岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画」の計画期間満了を来年度迎えることから、改定が必要となります。
 これまでの取組みによる成果・課題及び現在の賃貸住宅の実態を分析したうえで改定を行い、次期計画では住宅確保要配慮者の増加等に対する対策を総合的、有効的かつ計画的に実施できるものとする必要があると考えています。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
構想段階	本計画は平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、令和元年8月に策定された「岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画」の計画期間満了に伴い改定するため、検討段階及び構想段階における市民参加の余地がほとんどありません。そのため、次期計画の具体的な内容について検討する計画段階から市民参加を実践することとします。				
計画段階	令和5年4月～7月	アンケート	不動産管理会社や民間賃貸住宅の家主等に対し、市内の賃貸住宅の状況・課題・要望等をお聴きしたいため。	・賃貸住宅経営の状況 ・賃貸経営を行う上での課題 ・住宅確保要配慮者の受入れ等	賃貸住宅の実態を把握、分析し、課題解決の実現に向けた計画の見直しにつなげる。
	令和5年10月	ヒアリング	岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第8項）	・促進計画（計画案） ・促進計画（計画案）に対する意見	促進計画（計画案）の内容に対する御意見をお聴きし、促進計画（案）の内容の精度を向上させる。
	令和5年12月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・促進計画（計画案） ・促進計画（計画案）に対する意見	促進計画（計画案）の内容に対する合意を得る。
実施・運用段階	令和6年3月	計画の公表（HPにて公表）	全市民	・促進計画	計画を周知し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進に関する内容を認識していただく。